

第90回広島県公共工事入札監視委員会議事録（概要）

開催日	令和7年10月28日（火）10時00分から12時00分まで
場所	広島県庁本館 地下 入札室
出席委員	内田委員（委員長）、小玉委員、半井委員、桧崎委員、油納委員
議題	<p>(1) 委員長の選任について (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について (3) 抽出事案について</p> <p>①主要地方道 西城比和線 道路改良工事（単独） 【北部建設事務所 庄原支所】</p> <p>②一般県道 中領家庄原線 道路改良工事（単独）再生改良 【北部建設事務所 庄原支所】</p> <p>③一般県道 始終森線 道路改良工事（単独）再生改良 【北部建設事務所 庄原支所】</p> <p>④公園施設維持修繕事業 野呂山公園施設内 トイレ解体撤去工事 N o. 2 【西部農林水産事務所 呉農林事業所】</p>
審議対象期間	令和7年4月1日から令和7年6月30日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島県土木建築局建設産業課 入札制度グループ TEL 082-513-3821（ダイヤルイン）

協議内容
議題 (1) 委員長の選任について
○ 委員の互選により内田委員を委員長に選任。

報告内容										
議題 (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告について										
○ 入札方式別の発注工事件数は次のとおりである。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>入札方式</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>99件</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>125件</td> </tr> </tbody> </table>	入札方式	件数	一般競争入札	99件	指名競争入札	24件	随意契約	2件	合計	125件
入札方式	件数									
一般競争入札	99件									
指名競争入札	24件									
随意契約	2件									
合計	125件									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名除外措置を行った件数は3件 ○ 低入札価格調査を行った件数は54件 ○ 入札契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札契約事務に係る働きかけ等は該当なし。 										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>意見・質問</th> <th>回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 隨意契約の理由の書き方について、競争入札に適さない事が理由なら、何が競争入札に適さないのかを明確に記載するようにして欲しい。 ○ 低入札価格調査制度で、応札した業者が、総額失格基準を下回って失格になった場合と、調査基準価格を下回り、低入札価格調査を受ける業者に該当した場合に辞退する意向を示して失格になる場合がある。どういった手順で失格とするのか。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 承知した。発注機関に指導していく。 ○ 低入札価格調査の運用の最初の確認として、総額失格基準を上回っているか、低入札価格調査に該当した場合に落札する意向があるかを同時にチェックする流れである。 </td> </tr> </tbody> </table>	意見・質問	回答	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隨意契約の理由の書き方について、競争入札に適さない事が理由なら、何が競争入札に適さないのかを明確に記載するようにして欲しい。 ○ 低入札価格調査制度で、応札した業者が、総額失格基準を下回って失格になった場合と、調査基準価格を下回り、低入札価格調査を受ける業者に該当した場合に辞退する意向を示して失格になる場合がある。どういった手順で失格とするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承知した。発注機関に指導していく。 ○ 低入札価格調査の運用の最初の確認として、総額失格基準を上回っているか、低入札価格調査に該当した場合に落札する意向があるかを同時にチェックする流れである。 						
意見・質問	回答									
<ul style="list-style-type: none"> ○ 隨意契約の理由の書き方について、競争入札に適さない事が理由なら、何が競争入札に適さないのかを明確に記載するようにして欲しい。 ○ 低入札価格調査制度で、応札した業者が、総額失格基準を下回って失格になった場合と、調査基準価格を下回り、低入札価格調査を受ける業者に該当した場合に辞退する意向を示して失格になる場合がある。どういった手順で失格とするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承知した。発注機関に指導していく。 ○ 低入札価格調査の運用の最初の確認として、総額失格基準を上回っているか、低入札価格調査に該当した場合に落札する意向があるかを同時にチェックする流れである。 									
【建設産業課長】										

審議内容	
議題（3） 抽出事案について	
抽出事案1 主要地方道 西城比和線 道路改良工事（単独） 抽出事案2 一般県道 中領家庄原線 道路改良工事（単独）再生改良 抽出事案3 一般県道 始終森線 道路改良工事（単独）再生改良	
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 抽出事案1の工事について、落札をした業者は工事場所から近い業者という認識で良いか。また、厳しい施工環境でも、少なくとも工事場所に近い3者の応札が見込まれ、競争性が確保されるという想定で入札にかけたのか。 ○ 一方で、工事場所に近い業者以外でも実質的に応札可能な環境にはあったのか。 ○ 抽出事案1、2、3全てで応札者が2者と少ない。どの様な理由が考えられるか。 ○ 応札者の少ない状況が恒常に生じているのだとすれば、そもそもその設計金額が安く工事内容に見合っていないという可能性はないのか。 ○ 公共工事は提出資料が多いなど、事務負担も大きい面もあり、利益が多くないとなると入札に参加するインセンティブも下がるのではないかと思うので、入札にもっと入ってもらえる仕組みも必要なのではないかと思う。 ○ ほぼ予定価格近辺での競争になっているが、条件が良くない工事については、もう少し予定価格を上げてもいいのではないか。 作業効率や作業環境なども予定価格の積算において評価はされていると思うが、まだまだ十分でないということなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ お見込みのとおりである。 ○ 地理的な条件によって得られる利益が違う可能性はあるが、指名したいずれの者についても、実質的にも応札は可能であったと考えている。 ○ 3案件ともに工事箇所が、旧市町の境付近の山中部で市街地から離れていることに加えて、現場に向かう道路が狭隘で移動に時間を要する場所である事や、広い作業ヤードを取れず資材の運搬にも時間を要する作業効率のよくない現場である事が理由として考えられる。 また、工事場所は雪が降る地域なので、冬季には除雪が必要で利益を圧迫する要因になっていると考えられる。 ○ その他には、工事場所の近くに本店を有する業者の数が少ない事、業者が令和6年度の災害復旧工事を受注している等の理由で今回の工事まで受注意欲が湧かなかった事が考えられる。 ○ 積算ルールに基づいて適切な設計をしている。抽出案件についていと、入札の質問期間中に設計に関する質問も出ていない。 ○ 発注時期を適切に早く公表する事や、現場状況に併せて積算をしていくこと、発注ロットの大きさ等も含めて、今後も工夫しながら進めていきたい。 ○ 工事現場に向かう道に大きいダンプトラックが入らないので、小さいダンプトラックで設計する等の対応はしているが、地域によっての補正等はしていない。

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 補正等がないとのことだが、物価高騰の影響等もあり、現時点で落札率が高止まりしている実態があるのであれば、将来的に応札業者がいなくなるという事態も生じかねない。何か工夫が出来ないか。 ○ 工期が重なっているのも業者が分散する理由なのではないか。 ○ 抽出事案2の案件について、昨年度の施工はどの業者が落札したのか。 ○ 抽出事案の3件ともが、応札者が2者ずつである。この3件を1年で同じ時期に発注するのではなく、今年は抽出事案1、来年は抽出事案2、再来年は抽出事案3の様に年度を分けて発注を行えば、各案件で、6者の応札が見込めるのではないか。 ○ 設計価格が魅力的であれば、色々な業者が応札に参加し、競争が成り立つのではないか。 ○ 施行時期をずらすことも可能なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 物価高騰等への対応としては、最新の資材価格を反映させる事、労務単価を国が改定すればすぐに県でも反映させる事、現実の工事にあつた適切な工期になるようにする事等に取り組んでいる。 ○ 降雪時期を避けて発注したいという事情もあるが、ご指摘実態があるのであらゆる事実だと思う。 ○ 今年度と同じ業者である。 ○ 今回の3件以外にも多くの発注案件があり、また、原則、当該年度で予算執行する必要があるため、調整が難しい面もあるが、発注時期をずらす工夫は出来ると思うので、実情に合わせて対応していく。 ○ 各案件によって、様々な理由が考えられるが、今回の案件について言えば、冬季工事で工期が限られている中で、今回の案件以外の工事の受注状況を考えながら応札を検討した結果、応札者が少なくなったのではないかと推測している。 ○ 施工地域が寒い場所なので、工期を12月以降等の後ろにずらすのは積雪の関係で難しいという特殊事情もある。しかし、維持管理や整備をしてくださる業者がいなくなってしまうのが最もいけない事だと考えるので、競争を働かせるための工夫をしていきたい。 |
|--|--|

【北部建設事務所 庄原支所長】
【技術管理担当監】

審議内容

議題 (3) 抽出事案について

抽出事案 4 公園施設維持修繕事業 野呂山公園施設内 トイレ解体撤去工事 No. 2

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査基準価格を下回る金額で応札した低入札価格で応札した業者は全て失格となるのか。 ○ 低入札価格調査の対象になれば辞退しますというのはなぜなのか。 ○ 応札額を確認すると、予定価格に近い額で応札した者たちと、調査基準価格を下回る額で応札した者たちで二分化している様に見える。この傾向の理由はどの様な事が考えられるか。 ○ 結果的に低い額で応札した意欲的な業者が低入札価格調査で失格となり、予定価格に近い高い額で応札した者が落札するという、狙っている主旨と違う形で結果が出てしまっている様に見える。こうしたケースが多く生じているのであれば、調査の線引きの仕方についても将来的には検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低入札価格調査というのは、応札額が低い時にダンピングの恐れがあり、品質確保等を考えた時に、調査を行いますというものである。低入札調査の対象となった場合は失格としてくださいと業者から意思表示が出来る仕組みがあり、多くがこの意思表示をされている。よって、調査基準価格を下回ればすぐに失格という訳ではないが、今回の案件は、業者が意思表示をし、失格になった形である。 ○ 提出する書類が多くなるという理由や、配置する技術者の増員を求めるなどの措置があるため、対応できないとして辞退する場合は多い。 ○ 予定価格に近い額で応札した者たちは、現場からの距離がある事や、手持ち工事が多い等の理由があり、応札額を選んだのではないかと推測している。一方で、調査基準価格を下回る額で応札した業者は、工事内容が、製造管理が少なく、原価管理もしやすい点、現場からの距離が近い点、手持ち工事に余裕がある点で意欲が高かったのではないかと推測している。 ○ 承知した。

【西部農林水産事務所 呉農林事業所長】
【建設産業課長】